

遠賀霊園墓所使用者公募要領

1. 応募者の資格

下記の資格条件を全て満たす人。

遠賀町内に引き続き1年以上（平成21年7月1日以前から）居住し、かつ遠賀町住民基本台帳に記録されている人、または、外国人登録票に登録されている人。

現に遠賀霊園の使用許可を受けていない人。

現に遠賀霊園の使用許可を受けている人と同一世帯でない人。

2. 募集墓所の詳細

募集区画数 21区画

（募集区画は全て返還された墓所であり、新規墓所ではありません。）

募集墓所一覧

	物件番号	墓所番号			種別	面積(m ²)	建立歴の有無	納骨歴の有無	使用料(円)	初回5年分管理料(円)	墓碑等規格の有無
		区	列	番							
一期	1	1	3	10	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	2	1	11	6	自由	6.0	有	無	474,000	31,500	無
	3	2	30	3	自由	6.0	無	無	474,000	31,500	無
	4	3	10	12	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	5	4	2	8	普通A	6.0	有	無	420,000	31,500	有
	6	4	3	3	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	7	4	8	11	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	8	4	11	8	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	9	4	11	22	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	10	5	12	9	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	11	7	11	7	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	12	9	1	29	普通B	6.0	無	無	420,000	31,500	有
	13	9	2	12	普通B	6.0	有	無	420,000	31,500	有
	14	9	2	16	普通B	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	15	9	4	18	普通B	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	16	11	5	15	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	17	13	6	21	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
	18	13	7	8	普通A	6.0	有	無	420,000	31,500	有
	19	13	9	1	普通A	6.0	有	有	420,000	31,500	有
二期	20	17	1	5	自由	24.0	無	無	2,085,600	126,000	無
	21	19	13	4	普通A	5.0	有	無	385,000	26,250	有

使用料とは、霊園内の土地を分譲することではなく、永久的に使用する権利を取得するための代金です。

管理料とは、霊園内の樹木の剪定・草刈・施設の保全など霊園管理運営に要する費用

であり、墓所内の管理をするものではありません。

管理料は、使用許可日の属する年度の翌年度を初回分として**5年分**を前納していただきます。初回分経過後2回目以降も**5年分**を前納していただくことになります。

3．応募方法等

受付期間 **平成22年5月25日(火)から平成22年6月30日(水)**
(午前8時30分から午後5時15分まで。**土曜日・日曜日は除く。**)

受付場所 遠賀町役場 行政経営課 管財係

必要書類 遠賀霊園公募申込書

4．使用者の決定方法

申込者が1名の墓所については、申込者を使用者として決定します。ただし、2名以上の申込があった墓所については、公開抽せんにより使用者を決定し、**同時に1名の補欠者も決定します。**

申込みがなかった墓所については、の抽せんでは補欠者、落選された方で希望される場合は抽せん後から7月6日(火)の11:30まで行政経営課管財係の窓口で申請を受付けます。なお、応募多数の場合は速やかに抽せんでは当選者を決定します。

5．公開抽せん日時・場所

日時 **平成22年7月5日(月)午前10時から**

場所 遠賀町役場 **2階 大会議室**

6．注意事項

郵送による申込はできません。

申込書受付後の申込者・申込区画の変更はできません。

現地での説明は行いません。ご自身で申込される墓所を確認のうえ応募してください。

申込はお一人様1件に限ります。同一世帯の重複応募はできません。

使用者決定後、**2ヶ月以内**に使用料及び初回管理料を納付してください。また、納付期限までに納付されないときは、資格を取り消します。

使用許可を受けた日から5年以内に墓碑等を建立してください。

規格墓地(普通墓地A・B)については、墓碑等は規格に沿って建立してください。

使用権の承継は、使用者の相続人または親族もしくは縁故者で祭祀を主宰し、町長の承認を得て承継することができます。

使用権を承継人以外の者に譲渡および転貸することはできません。

その他、遠賀霊園条例および遠賀霊園施行規則を厳守してください。

応募資格の条件および注意事項に反した申込者は、使用決定の取り消しまたは墓地の使用許可を取り消します。

7．問い合わせ先

遠賀町役場 行政経営課 管財係(8番窓口)

電話093-293-1234(内線231・232)